



2014年5月23日

幕別町議会議長 古川 稔 様

「労働派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する意見書」
の提出を求める陳情書

陳情者 幕別労働組合総連合

議長 長 井 圓

幕別町緑町 12 番地の 19

【陳情趣旨】

現行労働者派遣法は、企業が同じ業務で派遣労働者を使用できるのは原則 1 年間、最長でも 3 年間に制限されていますが、政府が閣議決定した労働者派遣法改正案は、派遣労働者を受け入れる期間の上限を事実上取り払い、3 年ごとに人が交代すれば同じ業務をずっと派遣労働者に任せられるようにしています。

総務省の就業構造基本調査（2012 年度）によれば、北海道の非正規雇用は約 95 万 6800 人で、10 年前と比べて 15 万 5000 人も増加していますが、派遣法改正案は、こうした増え続ける派遣労働者の正社員になる道を閉ざし、「生涯ハケン」の不安定雇用を拡大させます。

また、政府の経済財政諮問会議と産業競争力会議の合同会議では、労働基準法で「1 日 8 時間、週 40 時間」と定められている労働時間の上限を、実質的に取り払うことが提案されました。

国が労働時間の上限の基準を示すだけで、労使が合意すれば一般の社員でも労働時間規制の対象外にできるというものです。どんなに長く働いても残業代はゼロとなり、同会議に出席した厚生労働大臣からも「労使関係では企業の立場が強い」と異論が出されたように、長時間労働、「過労死」の蔓延にもつながり労働者の生活を根底から脅かすこととなります。

よって、貴議会におかれましては、政府に対して、道内の不安定雇用がますます広がり北海道経済を深刻化させかねない、労働者派遣法の改定、労働基準法の労働時間上限撤廃を行わないよう、意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

【陳情事項】

- 1、 派遣労働者の受け入れ期間の上制限を取り外し、正社員の道を閉ざす労働者派遣法の改定は行わないこと。
- 2、 労働基準法の労働時間の上限撤廃を行わないこと。

以上

労働派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する意見書（案）

現行労働者派遣法は、企業が同じ業務で派遣労働者を使用できるのは原則 1 年間、最長でも 3 年間に制限されているが、政府が閣議決定した労働者派遣法改正案は、派遣労働者を受け入れる期間の上限を事実上取り払い、3 年ごとに人が交代すれば同じ業務をずっと派遣労働者に任せられるようにしている。

総務省の就業構造基本調査（2012 年度）によれば、北海道の非正規雇用は約 95 万 6800 人で、10 年前と比べて 15 万 5000 人も増加しているが、派遣法改正案は、こうした増え続ける派遣労働者の正社員になる道を閉ざし、「生涯ハケン」の不安定雇用を拡大させることになる。

また、政府の経済財政諮問会議と産業競争力会議の合同会議では、労働基準法で「1 日 8 時間、週 40 時間」と定められている労働時間の上限を、実質的に取り払うことが提案された。

国が労働時間の上限の基準を示すだけで、労使が合意すれば一般の社員でも労働時間規制の対象外にできるという内容である。どんなに長く働いても残業代はゼロとなり、同会議に出席した厚生労働大臣からも「労使関係では企業の立場が強い」と異論が出されたように、長時間労働、「過労死」の蔓延にもつながり労働者の生活を根底から脅かすことになる。

よって、本議会は政府に対して、下記の事項を強く要望する。

記

- 1、 派遣労働者の受け入れ期間の上限制限を取り外し、正社員の道を閉ざす労働者派遣法の改定は行わないこと。
- 2、 労働基準法の労働時間の上限撤廃を行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

2014 年 月 日

幕別町議会議長 古川 稔

【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣